

# 広報もりおかは 4月から月1回発行になります

さらに！5月号からは  
紙面をリニューアル！

☎ 広聴広報課 ☎ 613-8369

3月までは月2回

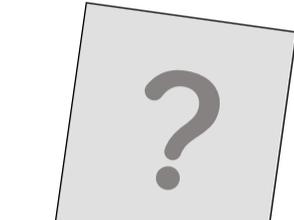
4月からは **月1回**

(4月15日号は発行しません)



1日号

15日号



5月号から、新しい紙面に  
生まれ変わります

※5月号からは、発行日(毎月1日)の  
3日前までにお手元にお届けします



月1回の発行になっても、市民の皆さんが  
必要とする情報をお届けし、より親しまれる  
広報を目指します!

## 5月号からの「広報もりおか」3つのポイント

Point  
**1**

**情報量は  
しっかり確保**

これまで1日号を12ページ、15日号を8ページとしていましたが、5月号からは1号当たりのページ数を増やして16ページを基本とし、紙面構成を工夫することで情報量を確保します。

Point  
**2**

**ロゴやデザインを  
一新**

幅広い世代の皆さんに手に取っていただけるよう、表紙のロゴや紙面全体のデザインを新しくします。また、これまでより写真を多く掲載するなど、読みやすく分かりやすい紙面づくりに取り組みます。

Point  
**3**

**デジタル媒体との  
連携を強化**

紙面に二次元コードを掲載し、ホームページでより詳しい情報をお伝えしたり、最新の情報を市公式SNS(交流サイト)で随時発信したりするなど、紙面とデジタル媒体との連携をさらに強化します。



**山火事に注意!**

2月26日～5月31日は山火事防止運動期間

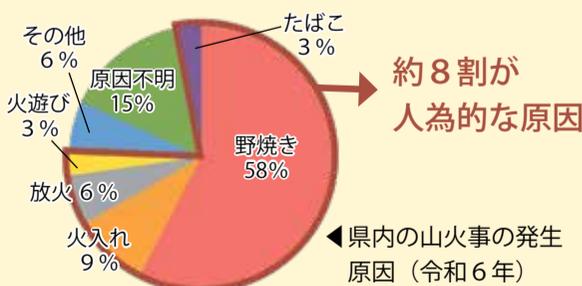
2月26日(休)～5月31日(日)は、山火事防止運動期間です。今年の標語は「山火事を起こすも防ぐも私たち」。春は空気が乾燥して風の強い日が多く、山火事が起こりやすいため、山火事防止の意識を高めましょう。

☎ 林政課 ☎ 626-7541・消防対策室 ☎ 626-7404

### 山火事の原因の多くは人為的なもの

山火事の多くは、火の取り扱いの不注意などにより発生しています。令和6年に県内で発生した山火事33件のうち、約8割が人為的な原因によるものでした。

山火事を防ぐためには、**一人一人が火災予防の意識を持つことが大切**です。



### 林野火災注意報などの運用が始まります

昨年2月に大船渡市で発生した大規模林野火災を踏まえ、3月1日から林野火災注意報などの運用を開始します。



▲詳しくは

**林野火災注意報** 毎年1月～5月

【発令条件】乾燥注意報と強風注意報の両方が発表されたとき

【火の使用の制限】努力義務

**「たき火」の届け出** 毎年1月～5月

「たき火」(屋外で火をたく行為で、炎を上げ、かつ火の粉が飛散するもの)をする場合は、消防署への届け出が必要となります。

**火災警報** 通年

【発令条件】火災予防上危険と認められるとき

【火の使用の制限】義務(罰則あり※)

※30万円以下の罰金または拘留が科せられる場合があります

「火の使用の制限」とは

- 山林・原野などを焼却しない
- 屋外で火遊び・たき火をしない
- 屋外の引火しやすい物の近くで喫煙しない
- 残り火や火の粉を片付ける など

### 空き家・空き地の火災にも注意

放火やたばこの投げ捨てなどによる火災を未然に防ぐため、空き地の除草、空き家の施錠など適正な管理をお願いします。



☎ 盛岡中央消防署 ☎ 626-7302  
盛岡西消防署 ☎ 647-0119  
盛岡南消防署 ☎ 637-0119

もりけんに挑戦  
(9ページに掲載)の答え  
③石川啄木

広報もりおかへのご意見をお待ちしています  
アンケート専用フォームから、特集や各記事への意見をお寄せください。あなたの意見が広報もりおかを育てます。



編集後記

過去に林野火災が発生したように、盛岡は自然豊かな反面、火災が発生すると周囲に拡大しやすい一面もあります。皆さんも火の取り扱いには注意しましょう。(高橋)

地球環境に配慮したインキを使用しています。